

ブルネイの消防

～Fire marshalの指導および「火災予防計画」の策定～

千葉県千葉市消防局消防司令補 根本 昌史

クレアが実施する平成25年度自治体国際協力専門家派遣事業により派遣されました。

ブルネイ消防救助局について

ブルネイ消防救助局の業務内容は、現地にて聞知したところからすると日本の消防とほぼ同様といった印象を受けましたが、救急車の運用は他省庁の業務となっており、火災や交通事故などの災害現場には消防車と救急車をそれぞれ電話で要請しなければいけないなどの弊害が生じているようでした。また、一般的な火災や交通事故による出動のほか毒蛇の駆除といった南国特有の出動が多いことや、大規模な災害としては、雨季に水害が発生するものの、地理的に地震や台風が発生することはほとんどないことが特徴として挙げられます。

専門家派遣事業における実施内容について

今回、当局が国内の各消防署で火災予防業務を担当する職員（以下、受講者）に対して研修を行うにあたり、私は日本からの消防防災の専門家として派遣されました。実施した指導内容としては、受講者への講義のほか、ブルネイで行われているFire marshal育成コースの視察や各施設への立入検査が主なものでした。

(1) ブルネイ消防救助局の抱える課題

ブルネイで定義されているFire marshal（日本語に訳すと「消防保安官」）とは、ビルなどにおいて消防担当として任命される職員のことです。この職員は、消火、通報、避難のための基礎的な事項をはじめとする火災予防のための知識が必要で、万が一火災が発生した場合、消防隊が当該ビルに到着するまでの指揮官を務めることとなります。そしてこのFire marshalについて、多くのビルなどで任命されていないこと、また、任命されていてもFire marshalに

課されている使命および役割についての認識が欠如しているなどの課題を抱えているとのことでした。

日本でも消防法において一定規模以上の建物には「防火管理者」や「自衛消防組織」を定め、後述する消防計画の作成や消防訓練の実施などを行わせることが定められていることから、日本とブルネイの消防事情を比較し、新たな視点やアイデアが生まれるような問題点の提起やアドバイスを心掛けました。

(2) 指導内容

ア) Fire marshal 育成コースについて

当局では、Fire marshal育成のため、座学1日、実技2日の計3日間の日程で定期的に講習会を開催しており、その視察を行いました。

座学で使用されていた資料は、火災予防のためのポイントを押さえた内容となっており、火災という現象の説明から自動火災報知設備やスプリンクラー設備などのいわゆる消防用設備について一通り説明が日本と同様になされていました。そして資料には写真や図なども多く使われ、とてもわかりやすく作成されていたと感じました。また、驚いたことに、火災原因調査なども実施されており、火災の統計データの紹介や火災現場より収集した焼損物の展示を行うなどしてコース参加者の興味を引いていました。

実技の内容については、日本と大きく異なっていました。実施順に①消防隊用のホースおよび消火栓を用いた放水訓練、②煙で視界が遮られたことを想定した目隠しでの歩行訓練、③倒壊した建物内を想定した脱出訓練、④消火器による消火訓練～訓練の合間に消防署内の見学～、⑤実際に勤務するビルでの避難訓練でした。消火であれば消火器の取り扱い

訓練、通報であれば電話などによる消防署への連絡訓練、避難であれば避難階段や屋外への迅速な誘導訓練などが日本では基本的な消防訓練と考えられており、それらの重要性和限られた時間内で行う場合は習得すべき技術についてプライオリティーを考慮するよう指導しました。



消火器を使った消火訓練



Fire marshal育成コース（実技）の様子

(イ) 受講者への講義について

現地入りしてブルネイの消防事情を少しずつ把握するなかで、まず日本と大きく違うと感じたのは、ブルネイでは消防法が一応あるものの、その具体的な内容を定める規則や運用を定めていないせいか、事実上機能しておらず、消防用設備の設置やFire marshalの選任などはすべて任意で行われているようでした。また、日本のように消防訓練実施の届出や消防用設備の設置・点検結果の届出などはいっさいなく、どこにどのような建物がある、などといった火災予防上必要な情報を消防署は的確に把握していないようでした。そういった状況で、時代とともに変遷を遂げてきた日本の消防法についての講義をどれだけ理解してもらえるか不安でしたが、日本の火災事例をできるだけ写真を使って紹介したこともあって、ブルネイの消防が今後抱えうる課題や目指すべき将来像を少しはイメージしてもらえたのではないかと思います。

(ウ) 各施設への立入検査について

学校、ホテル、病院などの施設へ火災予防上の観点から立入検査し、確認できた問題点とその解決策などについて意見交換を行いました。受講者は、火災予防のためには消防職員による立入検査が重要であることをすでに理解しているようであり、また、個々の能力についても日本の消防職員と遜色がないものといえるものでした。しかし、日本と違って消防職員に強制力のある権限などはなく、残念ながらその場限りの指導に終わってしまっているように見

えたため、文書による指導や記録を残すなどして継続的なものになるよう指導しました。

(エ) 火災予防計画（案）について

火災発生時に行うべき内容をまとめた「火災予防計画」（日本の消防法でいう「消防計画」）を事前に作成するようFire marshalへ指導するにあたり、まずはその雛形を作成したいという要望がありました。ブルネイ側で作成した火災予防計画（案）は現地入りする前に入手できたため、事前に読み込み、主に次のような事項を盛り込むよう指導しました。

- ・ファイヤーアラームが起動したからといって火災でない場合（いわゆる「非火災報」）もあることを念頭に置くこと
- ・Fire marshalが消火などの活動を有効に行うため、ヘルメットや拡声器などの資機材を備えること
- ・消防用設備の点検は重要であるため、具体的な点検項目をリストアップするとともに、実施時期や担当者を明確にすること
- ・訓練計画が避難訓練に偏っているため、消火訓練や通報訓練についても計画すること

そして最後に、完成した雛形をPDCAサイクルにて継続的に改善していくことが重要だと指導しました。

事業を終えての感想

火災予防に対する意識の高揚や技術の向上などといったソフト面を充実させるためには、科学的なアプローチは難しく、ときには経験則ですら役に立たない場合があるため、日本の各消防本部はいろいろと知恵を絞って日々奮闘しており、消防本部同士の意見や情報の交換は欠かせないものとなっています。よって、この事業はいうまでもなく派遣先の技術力の向上、人材育成を図ることが目的ですが、火災予防という共通の目的のために奮闘する外国の消防本部には、今までにない視点や学ぶべきところも多く、今後このような事業が継続されていけば日本の消防にとっても非常に有益であることを確信した次第です。

最後に、このような貴重な機会を与えていただいたクレアおよびブルネイ消防救助局の皆様、そして忙しい中、快く送り出していただいた現在の所属にこの場を借りて御礼申し上げます。